

## // 卷頭言 //

社会福祉法人 日本ライトハウス  
加藤俊和

### 「福祉法の成立と視覚障害者の社会リハビリテーション」

社会福祉事業などの改正案要綱が解散直前の国会をあわただしく通過し、社会福祉法として6月7日には公布、即実施となった。この法改正が視覚障害リハビリテーションにどのように影響を与えるかについて、詳細はまだ明らかになっていないが、これまでに知らされてきた内容から変わらず、10の付帯決議が追加されての通過である。その趣旨は今さら言うまでもなく、保育関係、高齢者関係に引き続き、障害者福祉サービスにおいても、利用者との対等な契約制度に移行すること、市区町村が主体になること、事業者の制限緩和などが明確にされたことなどである。この「障害者福祉においても住んでいる地域が福祉の基盤である」こと、そして「利用者の尊厳と選択」が重視されることなどは、基本的な考え方として高く評価されている。

ただ、高齢者福祉に介護保険が適用され4月から実施される中でいろいろと問題点が指摘されているように、障害者福祉、とりわけ私たちが直接関わってきた視覚障害者福祉において、懸念されていることがいくつかある。最も大きなことは、果たして本当の意味で「利用者が選択」できるようになるのか、という点である。障害別の専門的な知識を有する人の絶対数が少ない中で、視覚障害の専門的知識がある方が実際にその仕事に就労している地域は、全市区町村の10分の1にも満たないと推測されるのが現状である。そして、視覚障害者への社会リハビリテーション等の適切なサービスを実際にに行っている地域も非常に少ないと、しかもその地域に適切な施設等がない場合には他の地域にある必要なサービスを選択できなければならないが、地

域が離れれば離れるほど、実際にはかなり困難性が出てきそうなことも、今後の地域コミュニティ重視の中で問題点として予測されている。

本来は、今後各地域の中で対策がとられ、専門的な分野については近隣地域を含めた広域圏でカバーしていくなどの方策も考えられなければならない。これからは、現在の障害種別等の施設の条件を緩和して視覚障害者も地域に吸収する方向で進みそうであるが、これまで視覚障害者が地域の施設に事実上なかなか受け入れてもらえなかったことからみても、視覚障害の特殊性を配慮した上での受け入れとなるのかどうかについて、はなはだ心許ない。悪くすると、「自立を求めようとする視覚に障害のある利用者」を外見的な所見だけで判断してしまい、社会リハビリテーションの機会を奪って非自立を固定化してしまうことにならないか、という危惧さえある。

視覚障害者の歩行訓練、コミュニケーション訓練などの生活訓練についての専門的な知識を有して利用者の自立を支援できる者は重要な存在である。それだからこそ、必要な地域に専門家として位置づけられて配置されることがこれからますます必要なはずである。しかし現実は、このような専門家としての養成を終えた人たちの就職先すら、極めて困難な状態が続いている。一方、専門家としてのライセンス化がなされると進展する可能性も大きくなるのでその取り組みも続けられてはいるが、ライセンス化そのものについては、様々な制限緩和策の進行する中では、職種独占はもとより、名称独占でもかなり困難なようである。

でも、せめて保健医療福祉圏等の広域地域圏に一人程度は、安心して支援活動ができる位置づけが得られることが、中途視覚障害の利用者が増えている中で不可欠なはずである。今までの実績を踏まえて、視覚障害者の社会リハビリテーションが後退するがないように、必要な要望をしっかりと示していくなどの行動も含めての取り組みが、いま私たちに求められていると言えよう。